相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市みのり一丁目二五番、最後の住所福井県福井市みのり一丁目二四番二四号

被相続人　亡　石動　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十二日

福井県福井市大手二丁目二〇番一二号大手ビル三階　相続財産管理人　井花　正伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岩倉市野寄町一〇三六番地、一〇四二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　赤堀　武治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十二日

愛知県岡崎市竜美南四丁目一五番地二

古性明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　通記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市西坂町一丁目一四七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大屋　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十二日

名古屋市千種区池下一丁目六番二〇号チサンマンション三〇六号ちくさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阪本　貞一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区水木通一丁目三五番地、最後の住所神戸市長田区六番町八丁目三番地の二カサベラセントラルプラザ長田一〇〇五号

被相続人　亡　髙須　博己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十二日

兵庫県明石市樽屋町七番二二号リベール明石I四〇一号

相続財産管理人　中島　義宜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県北葛城郡広陵町大字南郷四〇七番地一、最後の住所奈良県香芝市尼寺六一六番地　ゆらくの里　被相続人　亡　布谷　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十二日

奈良県北葛城郡広陵町大字中一五四番地五

相続財産管理人　徳田　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市旭町坂本イ六六番二地、最後の住所広島市東区二根町三八番二二号

被相続人　亡　髙橋ハツコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十二日

広島市西区西観音町二番一〇―一二〇三号、事務所広島市中区上八丁堀八番二六―三〇六号

相続財産管理人　弁護士　爲末　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市二本木一丁目一番、最後の住所熊本市八景水谷二丁目八番九号

被相続人　亡　守　浩亮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十二日

事務所熊本市新屋敷一丁目一四番二六号

森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　徳和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎市東大宮一丁目一一番、最後の住所宮崎市佐土原町下那珂四七五〇番地二八四

被相続人　亡　沖原　文康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十二日

宮崎市旭二丁目四番一四号

相続財産管理人　後藤　好成

公示送達

一宮町東浪見土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第41条第1項の規定による賦課金督促通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

平成23年1月12日

一宮町東浪見土地区画整理組合

理事長　小関　國男

記

書類の送付を受けるべき者及び内容

住所　千葉県長生郡一宮町一宮3064番地5

氏名　吉野　利明

通知の内容

督促状

第138―277号平成22年3月15日賦課金納付通知書（精算）に基づく賦課金

金額　1,232,695円

内訳　賦課金（精算）元金　1,225,865円

納付済金額　0円

未納付金額　1,225,865円

未納付利子　6,750円

督促手数料　80円

過怠金　土地区画整理法第40条及び本組合定款による金額

指定期限　平成22年12月24日

納付先金融機関　株式会社千葉銀行　一宮支店

振込口座　普通預金　3219365

一宮町東浪見土地区画整理組合

理事長　小関　國男

以　上

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年1月12日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱地所リアルエステートサービス株式会社　②国土交通大臣(1)512　③代表取締役　柴垣譲　④東京都千代田区大手町二丁目2番1号、廃止した従たる事務所　東京都千代田区四番町5番8号　パークハウスギャラリー番町麹町倶楽部　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区大手町二丁目2番1号　三菱地所リアルエステートサービス株式会社　代表取締役　柴垣譲

①株式会社マイランド近畿　②大阪府知事(1)5317　③代表取締役　中江禎則　④大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号淀屋橋三井ビルディング5階　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市中央区難波四丁目4番4号難波御堂筋センタービル4階　⑤500万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号淀屋橋三井ビルディング5階　株式会社マイランド近畿　代表取締役　中江禎則